

出願にあたってのお願い

出願にあたっては、必ず事前に本校のオープンキャンパスに参加、または入試事務室に相談するようにしてください。事前の相談がなく提出されてきた書類は一切受理していません。事前相談の内容は下記4項目です。海外からの出願希望者は、電話やメールで、4項目について本校の入試事務室までお知らせください。

①	日本語学習歴(機関、年数、日本語能力試験受験有無及びその結果)
②	日本での学習歴(学習歴の有無、来日歴など)
③	志望動機・理由(将来の学習計画、希望進路など)
④	学費・生活費支弁方法(経費支弁者及び本人との関係)

専門学校への入学資格について

外国人学習者が専門学校に入学するには、次の法務省令基準のいずれか1つ(I～Ⅲ)に該当していなければ、「留学ビザ」は発給されません(専門学校の日本語課程に入学し、日本語を学習する場合を除く)。まず次の基準のうち1つ以上を満たしているかどうかを確認してください。

専門学校に入学できる基準(出入国在留管理庁による審査基準)	
I	日本語能力試験を受験しN2レベル以上に合格している人または、日本留学試験220点以上の人。
Ⅱ	日本において、一般財団法人日本語教育振興協会が認定した日本語教育施設で1年以上の正規課程に在籍し、日本語を学習したことのある人。
Ⅲ	日本の小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学に1年以上在籍した人。

受入れ学科・専攻について

関西外語専門学校では、以下の学科・専攻で、外国人学習者の受入れを行っています。入学を希望する人は、この留学生特別入学要項を参照し、出願を行ってください。

学 科 ・ 専 攻			募 集 人 数	入 学 選 考	
				選 考 方 法	入学基準(注)
a	アジア語文・ビジネス学科	日中通訳翻訳養成専攻	60名	筆記・面接 ◆海外からの出願者 についても、現地にて 筆記・面接を実施する 場合があります。	[A]
b	アジア語文・ビジネス学科	日韓通訳翻訳養成専攻			[A]
c	英語国際ビジネス学科	国際日本専攻	若干名		[A]
d	英語国際ビジネス学科	貿易専攻	若干名		[A]
e	英語国際ビジネス学科	国際ビジネス研究専攻	若干名		[B]
f	英語国際ビジネス学科	SEED英語特別専攻	若干名		[C]
g	日本語応用学科	大学進学コース	20名		[A]
(注)	[A] = 日本語能力試験N2合格 または 日本留学試験220点以上 または それと同等以上 の日本語能力のある人				
	[B] = 日本語能力試験N2合格 または 日本留学試験220点以上 または それと同等以上 の日本語能力と、 TOEIC550点以上 または それと同等以上 の英語能力のある人				
	[C] = 日本語能力試験N1合格 または 日本留学試験300点以上 と、 TOEIC800点以上 を取得している人				

出願書類について

入学を希望する人は、指定期日(厳守)までに、次に掲げる書類を本校入試事務室まで提出してください。尚、出願書類に関しては、事前相談の時に詳しくお伝えします。後日、個別に追加提出をお願いする書類が出た場合には、改めて本校より通知を行います。

	提 出 書 類	作 成 要 領 な ど
①	入学申請書	必ず自筆ですべての項目について記入してください。
②	日本語能力・出入国在留管理庁の入学基準を満たすことを証明するもの (提出できるものすべてを提出のこと)	a)日本語能力試験合格書写しまたは成績証明書写し(注1) b)日本留学試験成績票写し c)日本の日本語教育施設からの成績証明書及び出席状況調書(注3) d)日本の小学校、中学校、高校、大学等からの学習証明書
③	身元保証書及び学費負担誓約書	支弁者(※父・母がのぞましい)が自筆で記入したものを提出してください。
④	母国の最終学校卒業証書原本または卒業証明書原本	卒業証書原本をご提出の場合は、確認後に返却します。
⑤	パスポート写し及び在留カード写し	パスポートは写真ページ、在留カードは表裏の写しを提出してください。
⑥	写真1枚(海外出願者は6枚※)	縦4cm×横3cm ※入学申請書貼付写真を含め6枚です。
⑦	入学選考料20,000円	現金窓口納入または郵便為替 (海外出願者へは別途指示しますので前もってお問い合わせください)
	《海外出願者・留学ビザ新規申請者の追加書類》 ●入学申請書追加事項 ●入国歴に関する資料 ●学歴に関する補足資料 ●最終学校の成績証明書 ●学費・生活費支弁に関する資料 ●英語力を証明する書類 ●支弁者の在職証明書(源泉徴収票、残高証明書等)収入を表す書類 ●戸籍謄本等 ●その他	

(注1)「日本語能力説明書」等で、N1レベルまたはN2レベルと同等以上の能力を持つことを証明した書類も可。

(注2)海外出願者は、必ず原本を提示すること。

(注3)特別な事情がなく、出席が常でない人については、入学受入れはできません。

出願手続き・在留資格に関わる申請手続きについて

【出願受付期間・試験日】

日本国内出願者(日本在住者)		
	出 願 受 付 期 間	試 験 日
第 1 次	2025年10月1日(水)～11月1日(土)	2025年11月8日(土)
第 2 次	2025年11月10日(月)～12月13日(土)	2025年12月20日(土)
第 3 次	2025年12月22日(月)～2026年1月17日(土)	2026年1月24日(土)
それ以降	2026年1月27日(火)～2月28日(土)	試験日はお問い合わせください。
海外出願者(海外在住者)		
	2025年9月1日(月)～2026年1月24日(土)	試験日はお問い合わせください。

※第1次受付期間内で募集定員に達した場合は、第2次以降出願受付は行いませんのでご注意ください。

※海外出願者については9月1日(月)から仮受付を行います、正式な受付日は10月1日(水)となります。

【在留資格に関わる申請手続き】

●日本国内出願者

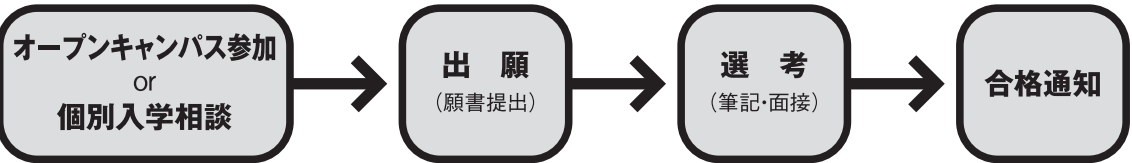
入管法に基づく在留資格「留学」以外の資格で在留している人は、本校合格後、速やかに在留資格の変更申請を行ってください。

本校職員が本人の代理として出入国在留管理庁へ取次ぎ申請を行うこともできますので遠慮なく相談してください。尚、短期滞在のビザで在留している人については、一度日本を出国し、在外日本公館でビザの交付を受けることになりますので、日本国内出願者の手続きではなく、海外出願者と同じ手続きとなります。

●海外出願者

海外からの出願者は日本入国にあたり、大阪出入国在留管理局に対し、在留資格「留学」に関わる在留資格認定審査を受けなければなりません。この在留資格認定に関わる申請については申請者が海外に居るため、本校が代理一括申請を行います。審査にパスした場合、大阪出入国在留管理局より、「在留資格認定証明書」が交付されますので、最寄りの在外日本公館等において「留学ビザ」の発給を受けてください。尚、在留資格認定に関わる審査は大阪出入国在留管理局の所管で行われますので、審査経過等について本校に問い合わせをいただいてもお答えできませんので、本校からの連絡を待つようにしてください。

出願から合格まで



20250415

